

京都大学における個人情報保護に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(安全確保の措置等)</p> <p>第11条 保護管理者は、当該部局における保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、必要に応じ、保有個人情報の利用者の制限、保有個人情報の取扱いに関する必要な指示その他の合理的な安全対策を講じるものとする。</p> <p>2 保有個人情報は、前項の利用者の制限を受けていない職員等が利用する場合に限り、取り扱うことができる。ただし、次の各号に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い取り扱うものとする。</p> <p>(1) 保有個人情報の複製</p> <p>(2) 保有個人情報の送信</p> <p>(3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し</p> <p>(4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為</p> <p>3 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。</p> <p>4 職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。</p> <p>5 保有個人情報が京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程（平成15年達示第43号）<u>第3条第3号又は第4号</u>に該当する場合、当該保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の管理は、前各項に定めるもののほか、同規程の定めるところによる。</p> <p>(後略)</p>	<p>(安全確保の措置等)</p> <p>第11条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5 保有個人情報が京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程（平成15年達示第43号）<u>第3条第1項第4号、第5号又は第6号</u>に該当する場合、当該保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の管理は、前各項に定めるもののほか、同規程の定めるところによる。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p>

(同左)